

大阪市告示第1528号

令和 7 年11月 1 日から供用を開始する港湾施設について、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第 5 項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

令和 7 年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設の種類	名称	位置	面積	摘要
有料浮棧橋	夢洲浮棧橋	大阪市此花区夢洲中 1 丁 目地先	400㎡	新設

（大阪港湾局施設管理部海務課）